

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第 2 号を追加上程いたします。

日程に基づき会議を開きます。

総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等について、審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第 1. 第 43 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例から、日程第 3. 請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願までの以上 3 件を一括議題といたします。以上の 3 議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 43 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 43 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴う、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容としまして、市民税・県民税については、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲拡大、特定一般医薬品等の購入費支払いに対する医療費控除の特例及び住宅借入金等特別控除について適用期限を延長する措置が取られることや、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、譲渡した土地が地すべり防止区域等内にある場合において、特例適用の対象外となる見直しが行われたことに伴う規定の整備を行うもの。

固定資産税については、固定資産税の免税点の見直しに伴い、家屋の免税点を 20 万円から 30 万円に、償却資産の免税点を 150 万円から 180 万円にそれぞれ引き上げるものです。

なお、土地の免税点につきましては、30 万円に据え置きとされています。

施行の日は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲拡大、特定一般医薬品等の購入費支払いに対する医療費控除の特例及び住宅借入金等特別控除に関する規定は令和 9 年 1 月 1 日、免税点の見直しに関する規定は令和 9 年 4 月 1 日、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については令和 10 年 1 月 1 日とするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 51 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 51 号議案 財産の取得について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、山内中央公園テニスコートの LED 照明の設置に関するもので、6 月 17 日に条件付一般競争入札を行い、大和リース株式会社福岡支社が落札され、6 月 24 日に仮契約を締結されており、譲渡特約付き賃貸借契約で、賃貸借期間については、照明器具設置完了の翌月から 10 年間で、契約期間満了日の翌日から無償譲渡での取得となります。

契約金額につきましては 1492 万 9200 円となり、月額税込みでは 12 万 4410 円となります。

取得される財産につきましては、テニスコートの照明灯具 32 台、電撃殺虫器 4 台、その他取付けに必要な資材一式となり、設置の時期については、令和 9 年 1 月中旬から 2 月を予定しているとのことでした。

委員からは、賃貸借、いわゆるリース方式になった理由や、工事方式との費用の比較をされたかなどの質疑があり、執行部からは、リース方式とした場合のほうが工事方式に比べ安価であったことや、複数年の支払いによる財政負担の平準化を図るとの答弁がなされました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、請願第 1 号に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、非核三原則の堅持を強く求めること、国際法及び国連憲章に基づく平和外交を強化するよう求めるもので、関係省庁への意見書の提出も併せて求めるものでした。

紹介議員からは、この請願の背景として、高市早苗現総理が就任される前に御自身の著書において、「非核三原則のうち、持ち込ませずは非現実的」との旨の記述をされていたことや、2026 年末の改定に向けて進められている安全保障関連 3 文書において、非核三原則の見直しを検討されていると報じられていることなどの説明がありました。

委員からは、平和外交の努力のみに偏りすぎており、政府は積極的な外交と防衛力の強化の両方を取っているのではないのか、日本国が核を保有するってというような明言、断定的な発言等もこれまでなされていないなどの意見がありました。

審査の結果、本議案は賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第 43 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 43 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願書の不採択、委員長報告について、反対の討論を申し上げます。

我が武雄市議会では、合併時、平成 18 年、2006 年 6 月 23 日、非核平和の都市宣言決議が全会一致で決議されております。

紹介させていただきます。

真の恒久平和は人類共通の念願である。

しかるに、核軍備の拡張は依然として強まり、世界平和、人類の生活に深刻な脅威をもたらしている。

我々は世界最初の被爆国民として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この地球上に再び、広島、長崎のあの惨禍を繰り返させてはならないと全世界の人々に訴えるものである。

武雄市は非核三原則の完全な遵守を求め、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める。

ここに我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の市民生活の中に生かし、子々孫々継承するために、非核平和のまちたることを厳粛に宣言する。

平成 18 年 6 月 23 日、武雄市議会。

この決議に照らしても、この請願書は採択すべきではありませんか。

決議されて 20 年余を過ぎていますが、決して薄れていませんし、ますます、この道こそ政治の道であり、市民にとってこの道しかありません。

この決議に、当時、全会一致で、参加した議員が、私を入れてここに 7 名おられます。

請願書の趣旨をお酌みいただき、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長／7 番 山崎議員

山崎議員／皆さんおはようございます。

請願書に対する委員会不採択、原案に対する反対の立場で討論をいたします。

今回は、委員会においても不採択となりました。

今回の請願事項である 1、非核三原則の堅持を強く求める。

2、国際法及び国連憲章に基づく平和外交を強化するよう求める。

以上の内容は、現在、政府においても十分理解して、慎重に対応していると認識しております。

したがって、今回の請願を議会の総意として、今、出すべきものではないと判断いたします。

議員皆様の御同意、よろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより請願第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案について採決となります。

お諮りいたします。

請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、請願第 1 号は、不採択とすることに決しました。

日程第 4. 第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例から、日程第 10. 第 56 号議案 令和 8 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 7 議案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 44 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例改正を行うもので、2 条建てとなっております。

第 1 条の一部改正として 3 点。

1 点目は、3 歳から 5 歳児のみを対象とする「満 3 歳以上限定小規模保育事業」の創設に伴う基準の整備で、基準は小規模保育事業所 A 型と同様となっております。

2 点目は、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの特定理学療法士等を 1 人に限り保育士とみなすことができるとされたことに伴う、特定理学療法士等の配置に関する特例基準の整備で、小規模保育事業所と事業所内保育事業所における特例基準が定められていました。

3 点目は、児童対象性暴力等の防止に関する規定の新設でありました。

次に、第 2 条の一部改正については、職員配置基準の見直しに伴う経過措置の期限設定がなされ、3 歳児の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に変更するものでした。

なお、施行日については、「満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備」と「特定理学療法士等の配置に関する特定基準の整備」については公布の日の翌日、「児童対象性暴力等の防止規定」は令和 8 年 12 月 25 日、附則の「職員配置基準の見直しに伴う経過措置の期限

の設定」は公布の日とするとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 45 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 45 号議案武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正するもので、今回、3 歳児から 5 歳児のみを対象とする満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備を行うものとの説明を受けました。

第 37 条第 3 項において、満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、事業所ごとに利用定員を定めることとし、第 39 条第 3 項では、利用の申込みが利用定員の総数を超える場合においては、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものと定められていました。

条例改正の施行日は、公布の日の翌日とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 46 号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正するもので、内容としては、児童対象性暴力等の防止に関する規定を、第 13 条の 2 に新たに定めるものとの説明を受けました。

条例改正の施行日は、令和 8 年 12 月 25 日とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案及び第 53 号議案について関連しておりますので、一括して報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 52 号議案 財産の取得について並びに第 53 号議案 財産の取得について一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この 2 議案については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 3 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであり、取得する財産は、新文化交流施設で使用する事務用家具一式とのことです。

納入業者の選定は、8 月 5 日に指名競争入札で行われ、第 52 号議案 事務用家具一式（その 1）は、多目的ホールや諸室のスタッキングチェア、多目的ホールのポータブルステージや付属品が主な取得物品で、取得価格は 4676 万 4190 円。

8 月 6 日付で取得相手の有限会社窓辺と仮契約が締結されているとのことでした。

第 53 号議案 事務用家具一式（その 2）は、会議室等諸室のテーブルや共用部分のテーブル、イス、事務所用備品等が主な取得物品で、取得価格は 3113 万円。

8月17日付で取得相手の株式会社ヤマサキ商事と仮契約が締結されているとのことでした。
この2つの仮契約については、議会の承認を得た日をもって本契約とし、物品の納入期限は、
令和9年3月26日までとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
次に、第55号議案に対する報告を求めます。
朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第55号議案 令和8年度武雄市国民
健康保険特別会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7971万5000円を追加し、総額を58億3004万1000円とする
ものでした。

歳入の8款1項1目．繰越金7971万5000円は、令和7年度国民健康保険特別会計の収入済
額合計から支出済額合計を差し引いた前年度繰越金でした。

歳出の5款1項1目．基金積立金6000万円は、歳入の繰越金から、償還金3132万5000円を
支払った残額と、9款1項1目の予備費1161万円を減額し、基金に積み立てるものとの説明
を受けました。

7款1項3目．償還金3132万5000円については、令和7年度に支払った保険給付費等に対
し、県が交付する普通交付金と特別交付金の精算によるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 56 号議案 令和 8 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 421 万 7000 円を追加し、総額を 11 億 3565 万 6000 円とするものでした。

歳入の 4 款 1 項 1 目．繰越金 391 万 7000 円については、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計の収入済額合計から支出済額合計を差し引いた前年度繰越金とのことでした。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 1 目 18 節．後期高齢者医療広域連合負担金、過年度分 384 万 2000 円については、令和 8 年 4 月から 5 月に収納した保険料のうち、過年度分について、後期高齢者医療広域連合へ納入するものとことです。

3 款 1 項 1 目 22 節．保険料還付金 30 万 1000 円は、令和 7 年度分保険料のうち、被保険者の死亡等により還付が必要になった保険料を相続人代表等へ還付するもので、還付した金額のうち、既に後期高齢者広域連合へ納入しているものについては、広域連合から返金があるため、その返金分として 30 万円を今回の歳入予算に追加しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第 44 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 45 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 46 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 46 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 47 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 15. 第 57 号議案 令和 8 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の5議案は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第47号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第47号議案 令和7年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

下水道事業については、令和7年度の事業会計決算状況により、未処分利益剰余金は、5億5672万1291円となっており、このうちの2億7200万円については、資本的収支の減債基金に積み立てることとし、2億4196万2669円を資本金に組み入れるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第48号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第48号議案 武雄競輪場特別観覧席等解体工事請負契約の締結について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、請負契約を共同企業体による指名競争入札とし、2つの共同企業体で8月6日に入札を行い、山崎・松尾一建工業・栗原建設共同企業体が、消費税を含め、3億3000万円で落札され、8月18日付で仮契約を締結されております。

工事内容は、武雄競輪場宿舍等建設事業のうち、競争路バック側にあります新旧特別観覧席を解体する工事ということで、工期については、議決の日の翌日から令和9年8月31日までとの説明を受けました。

委員からは、解体時に出る鉄筋等の有価物の処理について質疑があり、それについては、2477万3050円を見込んでおり、設計金額から差し引く形で算定しているとの答弁をいただきました。

た。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 49 号議案及び第 50 号議案については関連しておりますので、一括して報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 49 号議案 袴野地区地すべり対策工事(その 1)請負契約の一部変更について及び第 50 号議案 袴野地区地すべり対策工事(その 2) 請負契約の一部変更について一括して審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、本年 4 月及び 6 月に袴野地区地すべり対策の工事区域内で発生しましたのり面の一部崩壊を受け、原因究明と対策工法の再検討を行うため、現在の地すべり対策工事を施工可能な範囲で一旦精算し、改めて、必要な調査、測量、観測を実施するための変更契約であります。

これにより、第 49 号議案におきましては契約金額と工期を、第 50 号議案におきましては契約金額をそれぞれ変更したいとの説明を受けました。

委員からは、減額に至った工事の内容についての質疑があり、第 49 号議案その 1 工区では、水はけをよくする「側溝工」、石を詰めた枠を重ねて土砂崩れを防ぐ「かご枠工」、斜面の侵食を防ぐ「植生シート工」などであり、第 50 号議案その 2 工区では、「モルタル吹付工」、地中に鉄筋を打ち込んで固定する「鉄筋挿入工」、地中の水圧を下げるための「横ボーリング」などが主に未着手で減工した工事内容であるということでした。

また、受注事業者への責任に関する質問に対しては、「国の技術指針に基づき適正に調査・測量・施工などがなされており、財源に充当する国の緊急自然災害対策防止事業債が自然災害を対象にしていることから、事業者の過失は認められない」という判断が示されました。

審査の結果、本議案はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 57 号議案 令和 8 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、まず歳入で、4 款 1 項 1 目．繰越金に前年度繰越金 11 億 3484 万 7000 円の補正をするものです。

歳出では、1 款 1 項 1 目の積立金におきまして、競輪事業積立金に 1 億円、競輪施設整備基金に 10 億円、3 款 1 項 1 目．予備費に 3484 万 7000 円を増額計上するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 47 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 48 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 49 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16. 第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、審査の経過並びに結果について、順次、報告を求めます。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目. 災害対策費の 12 節. 役務費では、県管理の河川における洪水浸水想定区域が新たに指定され、市が公開している「たけおデジタルマップ」に洪水浸水想定区域を反映させるための更新作業の費用として 46 万 6000 円が計上されておりました。

あわせて、この費用の財源として、15 款 2 項 1 目. 総務費国庫補助金に 23 万 2000 円が計上されておりました。

また、2 款 3 項 2 目. 賦課徴収費の 12 節. 委託料では、令和 9 年 2 月からの確定申告に備え、申告相談受付コールセンターの体制を拡充するための費用として 12 万 1000 円が計上されておりました。

委員からは、申告相談受付コールセンターについて、拡充する内容がコールセンターの対応席数を 1 席増やすのみであったことから、混雑の解消につながるのかとの質問がなされ、執行部からは、申告期間において、予約の電話が集中する前半の期間の体制を拡充し、混雑の解消につながるとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、10 款 1 項 3 目 18 節．負担金補助及び交付金では、「小中学校給食費支援事業費補助金」として、2079 万 4000 円が計上されており、これは物価高騰の影響が続く中、保護者の経済的負担を据え置いたまま児童生徒に安全・安心な給食を計画どおり提供できる体制を確保するために、本年度の給食費の不足分を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して補うためのものとの説明を受けました。

10 款 3 項 3 目 12 節．委託料の「屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託料」では、932 万 8000 円が計上されており、これは、昨今の猛暑対策として、市立中学校 5 校の屋内運動場に空調設備を整備するための設計業務委託料で、令和 8 年度中に設計を終え、令和 9 年度に空調設備を設置する計画としているとの説明を受けました。

委員からは、空調設備設置工事完了までの具体的なスケジュールについての確認や、工事期間中の体育館の使用状況、安全管理などについての質疑があり、執行部からは、工事については国の交付金を活用するため、早くて令和 9 年 6 月に着工、4 か月の工期を見込み、9 月中には空調設備を設置できる予定であること、また、今後、設計業者や設備業者、学校等と協議を重ね、安全面には細心の注意を払って工事を進めていくこと、体育館の使用については、先進事例を参考にしつつ、学校側とも協議し、安全に配慮しながら事業のほうを進めていきたいとの回答がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、主な審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 2 項 1 目．企画総務費、委託料 5675 万円におきまして、「袴野地区法面調査等業務委託料」を計上されております。

これは、第 49 号、第 50 号議案に関連するものですが、袴野地区地すべり対策の工事区域内で発生したのり面の一部崩壊を受け、原因究明と対策工法の検討などを行うため、改めて必要な調査、測量、観測を実施するものということです。

なお、財源といたしまして、「緊急自然災害防止対策事業債」を予定しており、充当率 100%、地方交付税措置率 70%ということです。

また、8 款 2 項 2 目の道路維持費の工事請負費 5200 万円は、当初予算に計上していない箇所を、道路パトロールや地域からの緊急性の高い要望等により、当初予算で対応できなくなったため補正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、反対の討論を申し上げます。

委員長報告にありましたように、歳入の 22 款、市債の、袴野地区地すべり対策事業費 5670 万円と、同じく、歳出の 2 款、総務費の委託料としての 5675 万円、袴野地区法面調査等業務委託料の支出に反対であります。

御承知のように、令和 4 年 3 月 2 日と 4 月 12 日に起こった、現地、東川登町袴野地区の新工業団地予定地の上部の山ののり面、高さ 50 メートル、幅 200 メートルが崩壊をいたしました。こののり面崩壊を新工業団地面積と切り離して、国の起債、緊急自然災害防止対策事業として、この間、取り組まれてきました。

ところが、令和 7 年 8 月 6 日、施工中ののり面が崩壊しました。

そしてまたさらに、令和 8 年 4 月 24 日、そして 6 月 24 日と、のり面の大崩壊です。

この間の予算は次々と膨らみ、のり面崩壊工事が、令和 5 年から令和 7 年の支出は、合計で

11 億 4448 万 6005 円となっています。

これに、本補正予算 5670 万円を加えると、実に 12 億 118 万 6005 円になります。

国の緊急自然災害防止対策事業としても、またもや現地で崩壊が起こるのではと、指摘するものです。

国の公共事業は動き出したら止まらないといわれるような、今日の状況ではないでしょうか。ますます市民負担が増額していきます。

これに、工事等、予算が組まれることになるならば、ますます市民負担が増額するのではありませんか。

ここで中止すべきではないか、訴えるものであり、以上、反対の討論といたします。

議長／8 番 毛利議員

毛利議員／第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）についての、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、崩壊の原因究明と、最善の対策工法の検討に向けた調査、測量、観測費を計上するものであります。

先ほど委員長が、説明ありましたように、財源は充当率 100%、地方交付税措置率 70%の緊急自然災害防止対策事業債であります。

市の実質的な負担は軽減されております。

これまでの対策工事エリアを全体的にやり直すものではなく、今回の崩壊箇所及び影響箇所を一体的に調査するものであります。

地中の見えないリスクを検証することなく、次の工事に着手することは考えられません。

さらなる崩壊のリスクを排除できないので、確実な調査なくして、安全な工業団地の完成はありません。

新武雄工業団地の安全な完成と分譲開始への確実な道筋を開くものであります。

本議案に議員各位の皆様の賛成をお願いするものでございます。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 54 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 17. 第 58 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 25. 第 66 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの、以上 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

松尾決算審査特別委員長

松尾決算審査特別委員長／おはようございます。

決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました第 58 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計決算認定についてから第 66 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 議案については、令和 8 年 9 月 18 日から 9 月 29 日までにわたり、慎重に審査いたしました。

審査につきましては第 1 分科会から第 3 分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の過程において、歳入歳出ともに多くの質疑がなされ、各委員からは「事業の推進にあたっては、目まぐるしく変化する社会情勢と近年みられる物価高騰、激甚化する自然災害など多くの課題に対応すべく、議会と連携を図りながら、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うとともに、短期的で即効性のある施策の実施にも努められたい」「物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保したうえで、特に問題が無ければ地元業者を優先され、雇用確保と所得向上に努められたい」など、いろいろな意見が出され、特別委員会として、執行部に対する意見書を別紙のとおり「決算審査意見書」としてとりまとめました。

審査の結果、第 58 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計決算認定については賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

また、その他の議案、第 59 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定についてから第 66 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

議長／ただいまの特別委員長の報告は、9月29日の特別委員会における各分科会の意見の取りまとめでございます。

特別委員長の報告に対する質疑については省略をさせていただきます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第58号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／第58号議案 令和7年度武雄市一般会計決算認定についてに反対の討論を申し上げます。

令和7年度の一般会計決算の歳入総額は334億1948万4437円となっています。

歳出総額は320億4903万1588円で、歳入歳出差引残額は13億7045万2849円となっています。

令和8年度に、そのうち、繰越金として10億1679万7000円が、令和8年度、本9月補正予算（第4回）に繰越しをされております。

多くの財政予算が市民の福祉増進に執行されていますが、決算認定に当たって、6点について、小松市政に問題ありとして、反対の理由を申し上げます。

反対の理由の第1は、2款2項1目の18節、大学施設等整備事業費補助金19億4809万6000円の支出に反対を、当初予算で申し上げてまいりました。

令和4年12月1日、学校法人旭学園から小松市長に、4年制大学を武雄市に建設したい旨の要請がされてまいりました。

この間、審議する中、文部科学省が大学設置のための認可があり、決定され、本年4月開校される運びとなりました。

しかしながら、募集定員140名に対して37名の入学者です。

今年3月26日、全員協議会が開催された中で、市長は答弁されました。

大学の評価の一つは、全員、4学年そろった4年後というのがあり、万が一最悪のケースとして、学生が集まらなくて閉校となった場合には、補助金を返還してもらい、用地も返還してもらい、市民の皆さんに御負担をかけないという前提で仕組みをつくってきております。

当然、そうならないように、旭学園さんには、来年に向けて、学生が確保できる道筋を明確に示して、実践をしていただきたいと考えておりますとの答弁、市議会、全員協議会での答弁を、私は今後とも注視をしてまいりたいと思います。

反対の理由の第2は、2款2項1目14節、袴野地区地すべり対策事業工事の9億3737万9000円の支出に反対です。

令和４年３月２日と４月１２日に起こった東川登町袴野地区の新工業団地予定地の上部の山ののり面、高さ５０メートル、幅２００メートルが崩壊しました。

さらに令和７年８月６日、施行中ののり面崩壊、そして令和８年、今年４月２４日、そして６月２４日と、のり面大崩壊です。

令和５年から令和７年の支出は合計１１億４４４８万６００５円となっています。

ますます市民負担が増額しているのではありませんか。

中止すべきではありませんか。

反対の理由の第３は、１０款１項３目の報償費、委託料及び使用料及び賃借料の官民一体型学校に係る費用、１２６７万７０８３円の支出に反対です。

武雄市では花まる学習会と武雄市教育委員会の連携協定に基づき、平成２７年度から、公教育に民間の活力、ノウハウを取り入れた官民一体型学校の取組を推進してこられました。

令和６年度をもって、この協定期間、１０年間で満了と説明されてきました。

これまで官民一体型学校、花まる教育に投資した費用は１億４０９３万４０３９円となります。

前市長が独断で進めたこの教育方針は直ちに中止し、全て撤回を求めるものです。

反対の理由の第４は、１０款４項４目１２節、図書館・歴史資料館指定管理料２億４０８万１６１５円の支出に反対です。

前市長が独断で進めた民間委託から今年で十二、三年。

当時、図書館運営費１億２０００万円で運営されていましたが、前市長は１億１０００万円でできると豪語してきましたが、令和６年度から比べても１５０８万９５１５円もの増額であります。

リニューアル以前と比較したら１．７倍にも、図書館運営費になっているではありませんか。

さらに歳入の行政財産目的外使用料の中の図書館本館及びこども図書館に係るエントランス、ホール、物販コーナー、カフェスペース等を利用されている面積５０９平方メートルに対して、現在４４８万２５０円が徴収されていますが、３６５日、営業日時であり、使用料条例の減額対象から外して１００％の８９６万５１０円を徴収すべきであります。

反対の理由の第５は、ふるさと納税業務についてです。

当時、令和２年、令和３年、令和４年、委託会社である大平商会に係る契約違反金裁判で、令和７年８月２８日、福岡高裁で確定をした金額、３８０７万８８０３円の損害賠償金及び遅延損害金の返金が、ようやく差押えで８６万６９１３円が令和７年歳入に計上されています。

しかし、まだ、残金３７２１万１８９０円が残っています。

大平商会として、まだ会社運営が進んでいるとの説明でありました。

ならばこそ全額回収すべきだと要求するものであります。

最後に、４款４項１目、上水道施設に係る水道行政についてです。

市長は令和７年度、佐賀西部広域水道企業団の議員として、今年、令和８年４月から水道料金値上げが、引き上げられました。

あまりに高いため激変緩和措置を取り入れていますが、水道法第1条の国の責務を求めて、令和10年、2年後の見直しを強く求めるものであります。

以上6点、問題ありとして、令和7年度武雄市一般会計決算の認定に反対の討論とするものであります。

議長／6番 古賀議員

古賀議員／第58号議案 令和7年度武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、るる反対討論されましたが、10款1項3目の学校教育総務費関係、そして10款4項4目の図書館費関係、さらには、そのほかの項目についても適正に予算計上され執行されたものであると考えられることから、何ら問題はないものと判断いたします。

以上をもって賛成の立場で討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第58号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第59号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 60 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は特別委員長の報告のとおり認定されました。

次に、第 61 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 61 号議案は特別委員長の報告のとおり認定されました。

次に、第 62 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 64 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 26、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 11 月 31 日をもって浦泰孝氏の任期が満了し、人権擁護委員を退任することに伴い、次期人権擁護委員候補者として浦泰孝氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／諮問第 2 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第 2 号については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、すなわち浦泰孝氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第27. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、審査中の請願第2号 働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の堅持を求める意見書に関する請願については、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第28. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

＞「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、当該申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和8年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。